○厚生労働省告示第百八十九号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

検定職種	試験区分	手数料の額
ウ　特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会が実施する次の試験に係るものデ		
ザ	一　［略］	［略］
イ	二級	
ン	イ　ロに掲げる者以外の者	一二、五〇〇円
	実技試験	
	学科試験	六、〇〇〇円
	ロ　三十五歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。）	
	実技試験	七、〇〇〇円
	学科試験	六、〇〇〇円

改正前

検定職種	試験区分	手数料の額
ウ　特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会が実施する次の試験に係るものデ		
ザ	一　［同上］	［同上］
イ	二級	
ン	実技試験	一二、五〇〇円
	学科試験	六、〇〇〇円

三級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	五、〇〇〇円
	学科試験	五、〇〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	三、〇〇〇円
	学科試験	五、〇〇〇円
［略］	［略］	［略］

ピアノ調律師の調律		
一　［略］	［略］	［略］
二級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	二六、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	一七、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
三級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	二三、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	一四、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
［略］	［略］	［略］

三級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	五、〇〇〇円
	学科試験	五、〇〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	三、〇〇〇円
	学科試験	五、〇〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］

ピアノ調律師の調律		
一　［同上］	［同上］	［同上］
二級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	二六、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	一七、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
三級		
イ　ロに掲げる者以外の者	実技試験	二三、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
ロ　三十五歳未満の者	実技試験	一四、五〇〇円
	学科試験	八、五〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］